

能舞台・能舞台に付随する施設の利用団体の皆様へ

新型コロナウイルス感染を防止し、安全に安心して利用できるよう、利用される団体の皆様には、下記のとおり感染防止にご協力をお願いします。

なお、イベントの開催で利用される場合、令和3年11月25日(木)から当面の間、最終ページの記載内容での取扱いとなりますのでご確認願います。

<公演前の対策>

(1) 入場制限

- ・来場者が多数になることが見込まれる公演については、埼玉県において示される対応に基づいて実施の可否及び実施する際の感染予防措置について対応を検討してください。
- ・公演主催者は、公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討してください。例えば、以下のような手段が考えられます。
 - ◎開場・休憩時間の延長
 - ◎入場時のチケット確認(もぎり)の簡略化
 - ◎入場待機列の設置
 - ◎日時や座席の指定予約による人数調整
 - ◎大人数での来館の制限等
- ・特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

(2) 来場者について

- ・公演ごとに、事前予約時又は入場時に来場者の氏名及び緊急連絡先を確実に把握してください。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知してください。
- ・接触確認アプリ(COCoA)等を活用する場合、その旨を事前に周知してください。
- ・公演主催者が払い戻しの措置等を規定するとともに、検温の実施等により有症状の来場者の入場はできないことを来場者に事前に周知してください。
- ・公演前後の三密の抑止として、公共交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起するとともに、可能な限り、予約システム等の活用による分散利用を促進してください。

(3) 公演関係者について

- ・氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・来場前の検温の実施要請、有症状の公演関係者は出演・練習等を控えることを事前に周知してください。
- ・本内容とこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ってください。

<公演当日の対策>

(1) 周知・広報

- ・感染予防のため、施設管理者と協力の上、来場者に対し以下について周知してください。
 - ① 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底

②人と人との距離の確保の徹底

③発熱、のどの痛み、倦怠感、咳等のかぜの症状、息苦しさ等の症状がある場合は、来場を控えること
・感染リスクの拡散防止のため、接触確認アプリ（COCOA）等のQRコードを入口に掲示する等の具体的措置を講じることにより、入場時に連絡先を確実に把握してください。

(2) 来場者の入場時の対応

・以下の場合には、入場しないよう要請し、払い戻しに対応する等、有症状者の入場を確実に防止してください。

①発熱があり検温の結果、目安として37.5℃以上の発熱があった場合

②咳・咽頭痛などの症状がある場合

③過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合等

・入場時にマスクを着用していない者がいた場合、公演主催者側でマスクを配布し、100%の着用率を徹底してください。

・事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行ってください。また、入退場列の密集を回避するため、人員配置、導線の確保等や十分な換気を講じてください。

・入待ちは控えるよう呼び掛けてください。

・パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにしてください。

・プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けてください。

(3) 公演会場内の感染防止策

・接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制、複合的な予防措置に努めてください。

・座席は原則として指定席にするなどして、公演主催者側で客席状況を管理調整できる席配置とするよう努めてください。

・座席の最前列席は、舞台上の発声等を伴う出演者から十分な距離を取ることとし、舞台前から十分な距離を取り、最低でも水平距離で2m以上を設けることに努めてください。

・休憩時間や入退場時にも会話抑制を促し、密集が発生しないよう対策を講じてください。

・感染リスクが高まる演出（来場者の声援を求める、来場者を能舞台に上げる、ハイタッチをする等）は控えてください。

・大声を出す来場者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう人員配置を行う等、大声の抑止を徹底してください。

・場内における会話は控えていただくよう周知してください。

・事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めてください。

(4) 公演関係者の感染防止策

・公演の運営に必要な最小限度の人数としてください。

・各自検温を行うこととし、目安として37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とするようにしてください。さらに、発熱の他に、のどの痛み、倦怠感、咳等のかぜの症状、息苦しさ等の症状がある場合も、自宅待機を促してください。

・有症状の公演関係者は出演・練習等を控えることを徹底し、感染リスクの拡散を確実に防止してください。

・公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。

- ・公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、出演者間で十分な間隔（最低1m）をとるようにしてください。また、公演時の出演者を除き、施設内ではマスクの着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ・楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用するようにしてください。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。
- ・仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めてください。
- ・その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるようにしてください。
- ・公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

(5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室（避難場所：電話室等）へ隔離を行ってください。
- ・対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- ・速やかに、医療機関及び越谷市保健所（Tel 048-973-7530）へ連絡し、指示を受けてください。

(6) 物販

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・パンフレット等の物販を行う場合、十分な間隔（最低1m）を開けて整列していただくようにしてください。
- ・物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底してください。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
- ・対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽してください。
- ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないでください。

(7) 来場者の退場時の対応

- ・事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行ってください。
- ・出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けてください。

(8) チェックシートの提出

- ・別紙「新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのチェックシート」にご記入のうえ、施設事務室にご提出ください。

<公演後の対策>

- ・公演ごとに来場者の氏名及び緊急連絡先を把握するとともに、名簿を作成・保管してください（保管の目安は1ヶ月間）。
- ・感染が疑われる者が出た場合、こしがや能楽堂（Tel 048-964-8700）までご連絡ください。また、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- ・なお、個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずるようにしてください。

<当館の施設管理について>

- (1) ドアノブや手すりなど、不特定多数が触れやすい場所の消毒を行います。
- (2) 館内入口や各施設用にアルコール消毒液をご用意しております。
- (3) 定期的に適切な換気を行います。
- (4) 受付に飛沫防止用のビニールカーテンを設置しています。

★★★イベント等の開催に係る施設利用の取扱い★★★

能公演や謡曲・仕舞、神楽、日本舞踊などの各種発表会等（イベント）が開催される場合には、以下の措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体は、公演主催者であることに留意し、施設管理者の協力の下、実施することとします。

期間：令和3年11月25日（木）から当面の間

内容：①参加予定人数が1,000人を超える公演（イベント）については、埼玉県が定める「チェックリスト」様式に、イベント開催時に行う感染防止対策を記載し、主催者のホームページ等で公表してください。

②主催者は、自らが作成した「チェックリスト」をイベント終了日から1年間保管してください。

<公演前の対策>

(1) 入場制限

- ・能舞台、能舞台に付随する施設は、下表のとおり、公演（催事）の収容率要件及び人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要がある）とした人数での貸出となります。また、収容率要件で人数を計算する際は、下記の参考における収容人数に収容率を乗じてください。（なお、今後の感染状況の変化により緩和される可能性があります。）
- ・入場制限の詳細については、施設管理者と使用申請時等の際に十分に協議してください。

<公演（イベント）の収容率要件及び人数上限>

収容率		人数上限
公演（イベント）の類型 大声（※1）なし	公演（イベント）の類型 大声（※1）あり	各施設の 収容人数
100%	50%（※2）	

※1 「大声」の定義

⇒「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること。」を大声とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」とします。

※2 「大声あり」の場合、十分な人と人との間隔（座布団、床机椅子の場合、座席間を1席。立席の場合、できるだけ2m、最低1m。）を空ける。